

## 平成23年度 第1回奈良県障害者施策推進協議会 議事録

平成23年7月8日（金）10：00～

於 奈良県庁5階 第一会議室

### 協議会出席者

- ・ 出席委員

八木会長、高柳委員、元田委員、辰己委員、村上委員、松本委員、阪口委員、太田委員、三島委員、本田委員

- ・ 事務局

杉田健康福祉部長、寺田次長

障害福祉課 土井課長、林主幹、石原課長補佐、平田課長補佐、水野主任調整員、中岡係長、夏原係長、森田係長、高塚係長、中野係長、元根主査、坂尻主任主事

保健予防課 吉本課長、中村課長補佐

雇用労政課 水谷課長補佐

学校教育課 山本主幹

### 【事務局（林主幹）】

ただいまから平成23年度第1回障害者施策推進協議会を開催します。

本日はお忙しいところ委員の皆様方にお集まりいただきありがとうございます。

議事に先立ちまして、奈良県健康福祉部杉田部長よりごあいさつ申し上げます。

### 【杉田部長】

皆さんお忙しいところ第1回奈良県障害者施策推進協議会にお集まりくださいましてありがとうございます。国の方では、現在、障害者自立支援法の見直しが進められております。障害者基本法の見直し、そして障害者総合福祉法の制定に向けて作業が進められております。これも良い方向に向いていけばということを我々も願っている次第ですが、我々としては、奈良県という地域の中でしっかり障害者施策の充実を図っていきたいということで取り組んでおります。後ほど資料で県が取りくんでいる様々な施策をご説明させていただきます。皆様からご意見を頂ければと思っております。

最後に、私ごとですが、7月12日付けで健康福祉部から総務部の方に異動することになりました。障害福祉というのは、本当に課題が多いですけれど奥の深い分野で、やることはたくさんあると思ひまして2年間頑張ってきましたつもりですけれども、まだまだ不十分なところがありました。その課程で皆様から色々教えられまして、障害者施策をしっかりしていくことは、やはり地域ひいては日本という社会を良くすることにつながる

と思いますし、これからまだまだやることがありますけれども、引き続きご指導頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

#### 【事務局（林主幹）】

この障害者施策推進協議会につきましては、障害者基本法に基づきまして設置されておるものでございます。県の障害者長期計画の策定及び県における障害者施策の総合的計画的な推進に必要な事項についてご議論をしていただく機関ということになっております。

それでは、今回初めて委員に就任をいただいた方がおられますので、僭越ですが事務局より、5名の新任の委員の方をご紹介します。

- ・奈良県議会厚生委員長 高柳 忠夫 様
- ・奈良県身体障害者福祉協会連合会副会長 元田 庄作 様
- ・社団法人奈良県聴覚障害者協会副理事長 村上 武志 様
- ・奈良県重症心身障害児（者）を守る会副会長 太田 泰子 様
- ・奈良県精神障害者家族会連合会副会長 三島 利子 様

続きまして事務局よりお手元の資料について確認をさせていただきます。

- ・次第、委員名簿
- ・資料1-1 「障害者計画 指標の実施状況等について 奈良県障害者計画の新たな施策体系の指標及び事業（基本編）」
- ・資料1-2 「障害者計画 指標の実施状況等について 奈良県障害者計画の新たな施策体系の指標及び事業（障害種別編）」
- ・資料2 「障害者計画 数値目標の進捗状況」
- ・資料3 「平成23年度 奈良県の障害福祉施策の概要」
- ・資料4 「第3期奈良県障害福祉計画作成スケジュール」

それでは、ここからの進行につきましては、協議会条例第5条第1項の規定により八木会長にお願いをいたします。

#### 【八木会長】

皆さんおはようございます。それでは早速進めたいと思います。

まず始めに、本日の欠席委員は、桐野委員、狭間委員、榊原委員、山下委員、植村委員の5名です。5名が欠席ですが、奈良県障害者施策推進協議会条例第5条第2項の規定によって本日の会議は有効ですので、まず報告させていただきます。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。先ず議題の1つ目ではありますが、奈良県障害者計画の平成22年度の進捗状況について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

#### 【事務局（土井課長）】

おはようございます。私は、この4月に障害福祉課長を拝命いたしました土井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

お手元の資料に基づきまして、ただいまよりご説明申しますけれども、この度新たに就任いただきました委員の方々もいらっしゃいますので、まずは奈良県障害者計画、並びにお手元の資料1-1、資料のつくりにつきましてご説明を申し上げます。

お手元に配布させていただいております「奈良県障害者計画」でございますが、これにつきましては、大規模な実態調査あるいはたくさんの皆様のご協力の基に、平成22年3月に策定をいたしております。平成22年から平成26年までの5年間を計画対象期間としたものでございます。位置付けといたしましては、障害者基本法に基づく「奈良県障害者長期計画」と障害者自立支援法に基づきます「奈良県障害福祉計画」を一体化して策定した計画でございます。施策の体系といたしましては、3本の施策の柱をあげております<「奈良県障害者計画」15ページ>。「Ⅰ 障害のある人の生活の質の向上」、「Ⅱ 障害者のある人の社会参加と就労の促進」、「Ⅲ 障害のある人の安心の確保」といった3本の柱でございます。さらにその3本の柱ごとに、施策の目標や具体的な取組につきまして記載されております<「奈良県障害者計画」21ページ以降>。

本日これからご説明申し上げます資料1-1につきましても、計画の施策体系に沿って作成をさせていただいております。この表に主要課題、指標とございますが、この部分につきましては、「奈良県障害者計画」に記載しております具体的な取組の方向性から転記をいたしております。それぞれについて22年度の実施状況等あるいは予算事業をこの資料に記載しているところでございます。よろしく願いいたします。

それでは、資料1-1 奈良県障害者計画の平成22年度の進捗状況につきまして、ご説明を申し上げます。まず1ページの上段でございます。大きな3本柱の1つである「障害のある人の生活の質の向上」、「1 オーダーメイドの個別支援システムの構築」でございます。主要課題「①個別支援計画に基づく支援システムづくり」につきましては、障害者トータルサポート体制構築事業を実施しまして、22年度はトータルサポート検討委員会を立ち上げ、家族も含めた障害当事者への総合的な支援を実施できるよう検討を重ねたところでございます。このトータルサポートは、4つの支援を目指しております。一つが複合的な課題やニーズを抱えたケースに対応した支援、一つがライフステージに対応した切れ目のない一貫した支援、一つが、家族、家庭も含めた支援、最後に関係機関の一体的連携によるチーム支援、でございます。なお23年度におきましては、県内市町村から2ヶ所（天理市、大和郡山市）でモデル事業を実施いたしまして、困難事案に対応する地域の支援体制の充実を図るとともに県内の相談支援体制の質的向上に向けた取り組みを検討、実施し始めているところでございます。

次にこのページの下段でございます。施策目標の「2 本人と家族を支える相談機能及び福祉サービスの充実」でございます。主要課題「①自立支援協議会の活性化」につきましては、相談支援事業を始め地域の障害福祉に関する課題などを協議する場として地域自

立支援協議会の設置を推進しておりまして、22年度におきましては、この地域自立支援協議会を35市町村で設置済となっております。県におきましては、地域づくりフォーラムを開催し、県内の各地域自立支援協議会の情報の共有と連携を図るとともに、トータルサポート構築事業の一環として、この協議会及び相談支援事業者へのヒアリングを実施し、課題等の整理を行ったところでございます。

つづきましては、2ページをお願いいたします。主要課題「②相談支援体制の充実」についてですが、相談支援体制につきましては、まず広域的支援としまして、障害者総合相談圏域支援事業を実施しまして、22年度におきまして、西和、中和、東和、南和の各圏域におきまして、圏域マネージャーを設置し、地域自立支援協議会の活性化、圏域・地域と県との連絡・連携、地域の相談支援体制充実を図ったところでございます。つづきまして、3ページをお願いいたします。同じく「②相談支援体制の充実」についてですが、専門支援としまして、発達障害者の支援につきましては発達障害支援センター「でいあ〜」を開設いたしまして、自閉症、アスペルガー症候群、発達障害に関する障害児（者）とその家族を対象に相談支援、発達支援、就労支援を実施しているところでございます。22年度の実績は相談支援が1,610件、発達支援115件、就労支援878件となっております。

さらに高次脳機能障害者への支援につきましては、高次脳機能支援センターを設置いたしまして、当事者及びその家族、関係機関の職員、一般県民を対象に相談支援等を実施しているところでございまして、22年度の実績としましては、高次脳機能障害の診断50件、相談支援1,836件、研修会3回開催ということでございます。

つづきまして4ページをご覧ください。主要課題「③福祉サービスの充実」でございます。これにつきましては、中段をご覧くださいなのですが、福祉サービスの多様なサービス基盤の整備を計画的に進めておりまして、平成22年度の指定障害福祉サービス等の事業者指定数といたしましては、訪問系サービスが778ヶ所、日中活動サービスが217ヶ所、居住系サービスが126ヶ所、相談支援84ヶ所、計1,205ヶ所となっております。また、グループホーム、ケアホームでございますが、この下をご覧くださいますと、22年度の実績で、住居数が97住居、定員が483名、指定事業所数が44事業所となっております。

つづきまして、6ページをお願いいたします。施策目標「3 特別支援教育の充実」でございます。一番上の主要課題「①地域で共に学ぶための環境整備」につきましては、特別支援教育体制整備事業に取り組んでおりまして、22年度は、地域における体制整備を進めるとともに各種研修会やコーディネーター連絡会等を通じて「個別の指導計画」並びに「個別の教育支援計画」の必要性について周知を図ったところでございます。また、特別支援教育巡回アドバイザーを公立の小中学校143校へ351回派遣し、校内の支援体制づくりを推進したところでございます。

つづきまして、8ページをお願いいたします。施策目標「4 住まいの確保」でござい

ます。主要課題「①グループホーム・ケアホームの質・量の充実」につきましては、障害者グループホーム等整備事業を実施いたしまして、22年度のグループホーム等の新規整備に係る補助採択件数といたしましては創設補助が1件、改修補助が2件となっております。なお、下の欄ですが、23年度におきましては、県営住宅の4住居につきまして、グループホームへの活用をモデル的に実施することといたしております。

つづきまして、9ページをご覧いただきたいと思っております。施策目標「5 障害のある人とその家族を支えるレスパイトサービスの充実」でございます。この表の一番下の段をお願いいたします。主要課題「③レスパイトケアに向けた普及・啓発の促進」につきましては、重度心身障害児（者）医療ケア推進事業を実施いたしまして、22年度は、在宅重症心身障害児（者）に対する医療、介護、看護等が綿密に連携した医療ネットワークの構築及び民間重症心身障害児施設の看護師不足等に対応するため実態調査、あるいは、支援医療ネットワークの構築、さらには、看護師確保のコーディネーターの設置などに取り組んだところでございます。

つづきまして、10ページをお願いいたします。2本目の柱でございます「Ⅱ 障害のある人の社会参加と就労の促進」、施策目標「6 企業・地域と障害のある人がつながるシステムづくり」でございます。主要課題「①障害のある人の社会参加の促進」につきましては、中段でございますが、障害者スポーツ大会あるいは、障害者作品展を実施いたしました。22年度実績といたしましては、スポーツ大会では、障害者スポーツボランティア登録数が452人、障害者の参加は1,066人でございます。また作品展におきましては、障害者の作品が949点、1,647人からの出展がございました。

つづきまして、12ページをお願いいたします。主要課題「②障害のある人の就労に向けた支援」につきましては、障害者就業・生活支援センター運営事業等実施いたしまして、22年度は、新たに南和圏域の大淀町に、障害者就業・生活支援センター（ハローjob）を新規指定しまして、これにより、県内5圏域全てに障害者・就業生活支援センターが設置できたということになりました。またジョブコーチ支援事業による支援開始者が54人、トライアル雇用開始者数が139人、職場適応訓練事業による支援が8人となっております。なお、23年度におきましても労働局、ハローワーク、職業センター等関係機関と連携を取りながら継続して支援を実施してまいりたいと思っております。

つづきまして、14ページをお願いします。中段でございますが、主要課題「④『ものづくり』における農工との連携」でございます。これにつきましては、共同受注窓口整備事業を実施いたしまして、奈良県社会就労事業振興センターに共同受注窓口を整備いたしまして、複数事業所による販売会やネットショップを実施したところでございます。なお23年度は、障害者就労支援事業所に対し、農林部と連携いたしまして、農産物の生産技術や販路拡大などの支援を行うため、コンサルタントを派遣する等、農業分野でのものづくり等を推進することといたしております。

つづきまして、15ページをお願いします。施策目標「7 障害者雇用モデルの確立」

でございます。このページの一番上、主要課題「①県主導による障害者雇用モデルの開発・実践」につきましては、障害者雇用創出事業等実施いたしまして、22年度は社会福祉施設におきまして、介護補助業務に従事する障害者を1名雇用いたしました。また奈良市の東向き通りの「KIZUNA cafe」でございますが、アンテナショップに職員2名を配置しまして、販売マネジメントや業務管理などを実施し、3名の障害のある人の雇用や授産品の販売促進を実施したところでございます。

つづきましては、その下でございます。主要課題「②事業所としての県庁の雇用実践」でございます。これにつきましては22年度の実績といたしまして、県庁の19の部署で26人の実習生の受け入れをさせていただいたところでございます。

つづきまして、17ページをお願いいたします。主要課題「③福祉的就労への支援」でございます。これにつきましては、障害者働きがい支援事業等を実施いたしまして、22年度におきましては、10ヶ所の障害者就労支援事業所に経営コンサルタントを派遣し、経営改善等を実施いたしました。

また授産品における共同受注窓口を設置し、事業所協働による商談会やネットショップの構築、あるいは、7ヶ所の障害者就労支援事業所に対して、工賃引き上げ計画に基づきまして、工賃向上のため導入した備品購入に対する助成を実施したところでございます。さらにお手元に参考でお配りしております、奈良の授産品カタログ「nara temono」も発行いたしまして、授産品の販路拡大ならびに普及PRを実施したところでございます。委員の皆様方にもどうぞご利用とご活用をよろしくお願ひしたいと思います。

つづきまして、18ページをお願いいたします。施策目標「8 公的機関による障害者応援システムづくり」でございます。主要課題「①公的機関の発注拡大」につきましては、県庁屋上除草作業業務を障害福祉施設に発注したほか、清掃業務委託につきまして「奈良県庁障害者就労支援実行計画」に基づく障害者の就労支援について理解を求め、県施設10ヶ所において入札を実施したところでございます。4月から障害者10名が清掃作業員として就労したところでございます。

またこのページの最下段でございます。施策目標「9 障害のある人の所得の確保」でございます。主要課題①「各種障害者手当・年金等の充実」でございます。これにつきましては、障害者の所得の確保を図るため、国に対して手当や年金の給付水準の向上を積極的に要望しておる他、在宅の重度障害児・者に対する手当の支給を行う特別障害者手当等給付費につきましては、22年度の実績で特別障害者手当 延べ2,360人障害児福祉手当 延べ1,607人 経過的福祉手当 延べ383人に支給したところでございます。

つぎに19ページをお願いします。ここからは、3本目の施策の柱、「Ⅲ 障害者の安心の確保」、施策目標「10 障害者医療の充実」でございます。主要課題「①障害者医療のネットワークの構築による在宅ケアの推進」につきましては、先程もご説明申し上げましたが、重度心身障害児・(者)医療ケア推進事業を通して、推進していく考えでございます。

つづきまして、20ページをお願いいたします。下段であります。主要課題「③障害

者医療の充実と福祉と医療の連携」でございます。障害のある人の健康保持・増進のため、医療費等助成をいたしてございまして、22年度におきましては、障害者への自立支援医療、厚生医療でございますが、県負担金が365,815千円、また奈良県心身障害者歯科衛生診療所における診療件数は、延べ2,385件となっております。

22ページをお願いいたします。22ページの中段、施策目標「11 総合的なバリアフリーの推進」でございます。主要課題「①ソフト・ハード両面からのバリアフリーの推進」でございます。盲ろう者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者養成・派遣事業を実施いたしまして、22年度の実績といたしましては、点訳音訳ボランティア登録者が301人、登録手話通訳者117人、登録要約筆記奉仕員が90人、登録盲ろう通訳・介助員が22人となっております。また、点字観光ガイドブックを作成いたしまして、観光案内所や図書館に配置するなど、庁内各部署におきまして多様な取組を実施しているところでございます。

つづきまして、26ページをお願いいたします。施策目標「12 防災・防犯対策の充実」でございます。主要課題「①防災知識の普及と避難誘導等の支援の確立」でございます。これにつきましては、県政出前トーク等により防災知識の普及を図るとともに、「奈良県避難所運営マニュアル」の活用方法につきまして、市町村に対して説明を行い、避難対策を円滑に実施できるように支援を行っているところでございます。

つづきまして、27ページをお願いします。一番上の主要課題「③コミュニティにおける防災・防犯体制の強化」でございます。これにつきましては、各市町村において策定をしております災害時要援護者避難支援プランの全体計画でございます。これにつきましては、26市町村で策定済みとなっております。また、同じく各市町村で策定いたします災害時要援護者名簿につきましては、30の市町村で着手済みとなっております。

また、その下の段ですが、施策目標「13 相互理解の推進と権利擁護」でございます。主要課題「①相互理解のための広報啓発の推進」につきましては、さまざまな障害への認識と理解を深め、また人権啓発の面から庁内各部署において研修等に取り組んだところでございます。

29ページをお願いいたします。主要課題「③権利擁護のための施策の充実」につきましては、地域福祉権利擁護事業や裁判所に申立を行います成年後見制度につきまして、その制度の周知に努めたところでございまして、22年度の実績といたしましては、相談件数が5,740件、契約締結件数が62件となっております。

**資料1-1**の説明は以上でございます。またお配りしております**資料1-2**につきましては、障害種別ごとに再整理をした資料でございまして、今ご説明を申し上げました**資料1-1**の再掲でございますので説明の方は省略をさせていただきたいと思っております。

つづきまして、**資料2**をお願いいたします。障害者計画の数値目標にかかる進捗状況につきましてご説明させていただきます。「1 相談支援体制整備」、「2 人材育成」そして裏になっていると思っておりますが、「4 施策の充実」この3つの項目につきましては、26年

年度末の目標値と22年度末の実績値の記載をしておるところでございます。特にご説明の方は、「3 サービスの基盤整備」につきましてご説明を申し上げたいと思います。この「3 サービスの基盤整備」につきましては、奈良県障害福祉計画により抜粋したものでございまして、23年度末を目標としているところでございます。「(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）」、そして「(2) 日中活動系サービス」の生活介護、自立訓練（機能訓練）、就労継続支援（A型）、児童デイサービス、ショートステイといった項目につきましては、目標値を上回っているところでございます。しかしながら一方で、「(2) 日中活動系サービス」の自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（B型）、「(3) 居宅系サービス（グループホーム・ケアホーム）」でございますが、こういった項目につきましては、未達成の状況でございます。いずれにしましても、今後、障害福祉サービスを必要とする方が適切にサービスを受けていただくことができるよう、引き続き各サービスの基盤整備の促進等に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。進捗状況等の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

#### 【八木会長】

ありがとうございました。今、事務局の方から資料1-1と資料2についてそれぞれ説明をしていただきました、

それでは、みなさんで何かお尋ねしたいこと、またご意見等があれば出していただきたいと思います。今、22年度の実績とそして23年度の取組についてですが、計画の進捗状況ということで、今日は皆さんにご相談させていただきたいように思っております。皆さんそれぞれのお立場で、当事者団体としてまた関係部署等日頃関わりのある中で、ここの部分についてはどうなのだろうかというようなご質問していただけたらと思います。いかかでしょうか。

#### 【辰己委員】

お尋ねします。どのところかちょっと今わからないのですが、点訳、音訳ボランティア登録者数 22年度実績301人ですが、その中で、実働活動されている数はどのぐらいかということと、その点訳・音訳ボランティアを、多分これ奈良県視覚障害者福祉センターを通してだと思いますが、利用されている当事者の数はいくらぐらいいるかという統計は出ておりますか。

#### 【八木会長】

事務局いかがでしょうか。今のお尋ねについて。

#### 【事務局（平田補佐）】

障害福祉課の平田と申します。今ご質問いただきました点訳・音訳ボランティアの今こ

こにあげさせていただいています数字につきましては、登録していただいている方の人数ですけれども、その中で実際に活動しておられる方の人数につきましては、申し訳ございません、今手持ちでその人数の方を把握しておりません。またセンターの方へ問い合わせしてみまして実際の活動している方という数字を把握しているかどうかこちらから聞いてみたいと思います。それからあと利用されている当事者の方の数というのも今手持ちで資料の方ございませんのでこれも合わせましてセンターの方に聞いてまた数字の方確認をしたいと思います。申し訳ございません。

**【八木会長】**

他にございますか。

**【辰己委員】**

もう1点ですが、視覚障害者の移動介護従業者養成研修事業を実施したとありますが、それは、県の方から要請に出向いて、講師の派遣等をされた実績でしょうか。4事業者、9回実施とありますが、その内容と具体的な方法をお聞かせ願えたらと思います。

**【事務局（林主幹）】**

**資料1-1**の22ページ「11 総合的なバリアフリーの推進」に掲載している部分です。これにつきましては、県の方で民間の事業者を指定し、その指定の事業者が研修を行っています。例えば、視覚障害者移動介護従事者養成研修ですと、4つの民間の事業者を指定しまして、その4つの指定事業者が研修を延べで9回おこなったということがございます。県が直接といったことではございません。

これにつきましては、どういう事業所を指定したのかを公表しておりますのでまた資料でお渡しさせていただきます。

**【村上委員】**

私も聴覚障害者関係で、コミュニケーション支援事業が3つ、登録通訳者と要約筆記奉仕員、登録盲ろう通訳介助員の数は載っていますが、派遣の件数は載っていないので、それを載せてほしいと思います。

**【八木会長】**

今、派遣件数についての記載をしていただけたらという意見だったのですが、この派遣件数について事務局の方でわかりますか。

**【事務局（林主幹）】**

資料としてはあるということなのですが、今手持ちで持ってきておりませんので、申し

訳ございませんが、後日資料としてお渡しさせていただきます。

**【村上委員】**

予算にもかかわることですし、件数を載せた方が実績もよくわかると思いますので、計画に載せていただきたいと思います。

**【事務局（林主幹）】**

今後掲載していこうと思います。

**【松本委員】**

**資料1-1**、1ページの自立支援協議会の活性化につきましてお尋ねしたいと思います。県の自立支援協議会と市町村の自立支援協議会がございまして、35市町村で設置済みだと伺いましてよかったなと思っておりますが、私たちの会員も所属しております市町村の自立支援協議会の今後の運営についてはかなり難しいところがあると皆申しておりますし、どうしたらいいのかわからないところがいっぱいあるという現状のようなのですが、県の自立支援協議会と市町村の自立支援協議会の関係を再度お聞きしたいと思います。

それと県の自立支援協議会は県の障害者福祉施策に対して提言をするというような形はあるのですよね。県の施策に反映するとすれば、県の協議会は在宅障害者福祉だけではなくて入所施設の問題もかなり重点をおいていただいてもいいのではないかと思います。

また、圏域マネージャーを置いてくださるのはたいへんよくわかるのですが、その方達が、しっかりと本当にその市町村の地域自立支援協議会の課題を捉えて、きちっと県の協議会で協議していただいているのでしょうか。

**【事務局（林主幹）】**

自立支援協議会の県と市町村の関係ですが、県は市町村の自立支援協議会のバックアップで、アドバイスをする等といった関係になっているかと思います。

また県への施策提言ですが、県の自立支援協議会の大きな役割の1つが、県に対して施策を提言することになっています。現実的には、県の自立支援協議会の中で部会を設けまして、部会ごとで今どういうことが課題になっているのかということのを挙げ、それについて議論して、では県でどういう施策をしていけばよいのかそういったことを提言いただいている、というようなことをしております。

圏域マネージャーにつきましては、市町村の相談支援、自立支援協議会を、人として、アドバイザーとしてバックアップする機能ということで、私どもの方で設置をしているのでございます。

圏域マネージャー、市町村自立支援協議会、県自立支援協議会が一体的に機能できるように、圏域マネージャーには月1回、事務局会議という形で、私ども県の事務局と、今ど

ういう課題があつて、今後どういう方向でやっていかないといけないのかということをお話し合い、全体会で検討できるようにしております。

それから自立支援協議会について、在宅と入所の問題というお話がございました。自立支援協議会につきましては、現在は2名の方に施設協会の代表ということで入っております。今の障害福祉施策の全体の中で、施設がどういう役割を果たすべきなのかということも含めて議論をしていただこうと考えておるところでございます。

#### 【松本委員】

そういたしますと、部会は23回開かれていて、部会が大切な部分なのかなと思います。部会はどんな部会がございませうか。

#### 【事務局（林主幹）】

部会につきましては、療育・教育部会、就労・教育部会、生活部会、人材育成部会の4つを置いております。部会は、自立支援協議会のメンバーだけでなく、外からもアドバイザーという形で入っていただくことにしており、できるだけその議論を広く進められるような形で運営をしております。年度ごとに課題を決めまして、その課題について部会の中で議論し、どういう方向で施策を進めていったらいいか提言をいただいております。毎年、その課題を少しずつ変えながら、部会の運営をしているところでございます。

#### 【阪口委員】

**資料2**の障害者計画 数値目標の進捗状況のところ、児童デイサービスが22年度末に急激に増えています。単価が上がったという事情もあったのだと思いますが、育成会の方でも知的障害のある児に対しての支援を強化しようとしているところのなかで、この辺の急激に増えた事情についてわかっていれば教えていただきたいと思ひます。

#### 【事務局（林主幹）】

児童デイサービスについては、制度発足当初、報酬が非常に低いという課題がございました。あまりに低すぎるので21年度に報酬改定がありまして、そういうことが原因になって増えているのではないかと思っているところでございます。

#### 【阪口委員】

**資料1-1**6ページ「3 特別支援教育の充実」につきまして、障害のある子供の就学前教育についてのところで、障害児保育受入促進事業の保育士の配置であるとか、障害児を受け入れるクラブに専門的知識等を有する指導員の配置等がありますが、その数を教えていただきたいと思ひます。

【事務局（林主幹）】

後ほど確認して回答させていただきます。

【八木会長】

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。今それぞれお尋ねいただきました、障害者計画の実施状況につきましては、概要を載せております。ですから、それぞれの皆さんがお知りなりたい細かい部分については、ここには載っておりませんので、また事務局の方にお尋ねいただけたらと思います。

それでは、2つ目の議題「平成23年度奈良県障害者福祉施策の概要について」に入らせていただきます。

【事務局（土井課長）】

平成23年度奈良県の障害者福祉施策の概要につきましては、資料3によりまして、ご説明を申し上げたいと思います。まず、資料3の1ページ目でございます。この資料につきましても、先ほど申し上げました3本の施策の柱ごとに区分して、主な予算事業について記載・整理をしているものでございます。時間の都合上、本年度の新規事業を中心に簡潔にご説明を申し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、この資料3の左側、「1 障害者の生活の質の向上」の一番下、新規事業「県立障害児福祉施設のあり方検討事業」につきましては、県立障害福祉施設、登美学園と筒井寮について、施設の老朽化や近年のニーズの変化等をふまえて、今後求められる施設の機能や運営方法等について検討を行うとするものでございまして、この6月補正予算で計上したものでございます。

つづきまして、右側の「2 障害者の社会参加と就労の推進」につきまして、上から3つが新規事業でございます。「障害者施策促進体制整備事業」につきましては、福祉分野だけではなく、医療・教育・雇用等各分野が連携を図り、障害者施策を総合的に推進するため、5月に県庁内に知事をトップといたします奈良県障害者政策推進本部を設置したところでございます。また、8月には、県内の主要団体等の代表者で構成いただきます「障害者政策推進会議」を設置させていただくとともに、今年度は障害者雇用をテーマとした障害者政策推進トップフォーラムというものを開催したいと準備を進めておるところでございます。

2つ目の新規事業、「障害者農業チャレンジ推進事業」につきましては、障害福祉事業所の農業への取組を支援すると、先ほども申しましたが、農林部と連携いたしまして技術研修や農産物の販売ルートの確保などを実施することとしております。

3つ目の新規事業、「一施設一品づくり促進事業」につきましては、これも6月の補正予算で計上したものでございますが、施設ごとに特色のある商品開発、売れるものづくり、あるいは、販路拡大のために商品開発チームの派遣やアンテナショップを活用した商品販

売や使用テスト等の実施を考えております。

なお、新規事業でございませぬが、「障害者スポーツ・アート創出事業」につきましては、昨年度からの継続事業ということでございませぬが、今年度本格的に動き始めているところでございます。障害のある人とない人のつながりといったことをテーマに奈良の新しいスポーツ・アートの創造、創出を目指して具体的に取組を進めてまいりたいと考えてございませぬ。

私からの説明は以上でございます。次のページにつきましては、保健予防課長の方からご説明をいただきたいと思ひます。

#### 【事務局（吉本保健予防課長）】

保健予防課、吉本と申します。同じく資料3の2ページ目、「平成23年度 奈良県精神保健福祉主要施策の概要」をご覧ください。先ほどと同様に、今年度の新規施策についてご説明申し上げます。

まず、「課題1 地域生活を支える支援」についてでございますが、右側⑧に新規事業で「精神障害者アウトリーチ推進事業」というものを計画しております。多職種チームによる未受診・未治療者等への訪問支援ということでございませぬが、精神障害者の方の地域移行施策として従来から退院支援に向けました事業を行ってきておりますけれども、それがなかなかつながらぬ中、国が新たに今年度の事業としまして、全国に25ヶ所のモデル事業を実施して事業効果を検証していこうという提案がございました。そこで、本県も手を挙げさせていただきませぬ。このアウトリーチ支援を行うことによりまして、再入院がどの程度減少することが可能かということを検証していくことが重要でございます。これによりましてアウトリーチ支援の実施が各医療機関によって進んでいくのかということも考えております。この計画は当初国から提案があったときには、精神科病院あるいは、地域活動支援センター等ということで、直営で行うというような事でしたので、私どもの予算化の際には精神保健福祉センターでやりたいという予算化をしましませぬ。ところが、3月になりまして、国の方から直営ではなくて委託に限るという要綱が示されませぬ。国とは協議したのですが、委託の場合認めませぬということなので、やむなくその方向で予算は委託事業、委託費でつけております。とにかく実施をしたいということがございませぬので、本県ではこの事業を実施される医療機関を公募いたしませぬ。2つの医療機関が応募されませぬので、選定委員会を立ち上げて選定をいたしませぬ。今現在、国と内容について協議を行う承認を経て、概ねいけるだろうということで実施に向けて今現在作業中ということになってございませぬ。この場で報告させていただきます。

それからもう1点、「課題3 精神障害に関する理解に深化」という項目について、②「仮称・うつ病対策連絡協議会」という項目がございませぬ。これにつきまして、とにかく精神障害の患者の方が増えている中で、うつの方が非常に増えているということで、我々もこれが1番課題かなと思ひておりました。今回この事業を立ち上げて、患者の方がうつ病と

ということがわからなくて、通常の内科医なんかに一般診療で受けられるということですので、その通常の一般のかかりつけ医と精神科医の連携が大事だということで、この連携のしくみを立ち上げたいと思っております。それから、定期的な連絡会議を設けて、一般のかかりつけ医の先生がうつ病と疑われるような患者さんを診察した場合に、精神科医にどのようにつなぐか、というようなこともその中で話しあって行きたいと思っております。また別途研修会も新たに計画しております、今年度このうつ病対策に力を入れていきたいと思っております。新規のものとしては2点でございます。以上でございます。

**【八木会長】**

ありがとうございました。**資料3**について事務局の方から説明いただきました。**資料3**についてご意見・質問ございますでしょうか。

**【松本委員】**

社会参加と就労の推進の3つ目に「1施設1品づくり促進事業」の中に商品開発チームの派遣というのがあります。**資料1-1**にもいろいろとコーディネーターというのも書いておりましたが、商品開発チームというのはどういう方達ですか。

**【事務局（林主幹）】**

商品開発チームとはコーディネートをする者ということですが、チャレンジ企業支援隊というところがございまして、これまでも授産品の商品開発等に取り組んできたのですが、ものを売るには、企画から商品をつくったり、いろんな調査をしたり、販路を獲得したりといったように、いろんな事が絡んでまいります。1人の方ではなかなかそれら全てが出来ないという部分もございまして、そういうことをやる際に必要な方とチームを組んでいただきます。そうして商品開発をして、もし売れない場合には販売テスト等もアンテナショップでやろうと思っておりますが、そういう形で複数の方にいろいろと関わっていただきながら特色のある商品、売れるものを開発していこうとで考えているところでございます。

**【三島委員】**

精神保健福祉主要施策の概要の課題1で説明のありました「精神障害者アウトリーチ推進事業」についてですが、具体的なシステムというのはいま出来上がっているのでしょうか。

**【事務局（吉本保健予防課長）】**

国から当初示されていますイメージは、精神科医、看護師、作業療法士、あるいは相談

支援専門員、臨床心理士というふうな他職種の専門のチームを作りまして、そのチームが訪問支援することになります。このチームを、現在、精神科病院の中に設置していただいて、その計画書をこれから審査していただくのですが、それからチームを県内に派遣するという形になります。具体的な規模というのはこれからですが、イメージとしては、こういった形で考えております。

#### 【三島委員】

家族が直接その多職種のチームに直接に電話をかけるのか、保健所を介して連絡をとるのか、そういったところはどうされるのでしょうか。

#### 【事務局（吉本保健予防課長）】

これはですね、受付、あるいはつなぐ役割がございますけれども、つなぐ役割は、今までどおり保健所、または、市町村の窓口で、まずそれが1つです。それから、在宅で医療を中断されている場合、そういう情報は医療機関にも入りますので、それも含めます。その他、障害福祉サービス事業所等、介護保険事業所なども入るでしょうし、教育機関もあるので、その辺の地域の関係機関をつなぐ役割をどのようにするかが課題だと思います。

これらが機能するためには、保健所、市町村だけではやはりなかなか救いあげきれないので、どういうシステムにするか、今後とも検討していきたいと思います。

#### 【高柳委員】

聞かせていただいていたのですが、やはり皆様方の意見というのは、今日のこの会議になるまでに、各団体等と行政がどこまで事前にいろいろな話を詰めているのかなというのが…。議員に対してもほぼ無いのです。こういう場所でクリアしたというようなことをしてしまったら、すごく大事な会議が、中味が無くなってしまう気がしますので、いろいろな人がここへ来て、ほんとに初歩的な数値の質問をすとか、そういうことというのはすごく情けないといったらいいのか、それを感じながら居ました。この大事な2時間の会議の中で、もっと深めた話を私はしてほしいなど、感じながら聞いていました。この会議をどのように進めるのかということも含めて、事前にその担当のところこんな資料出してほしいとか…、逆に精神の方の場合はこんな資料が欲しがっているのだというのが私にはわかるのです。

それでどんな活動をしていきたいのかというのは、互いに励ましの関係になるから、そういうことを話していただいて。会長も含めて、もうちょっと事務局に厳しく言ってもらった方が私はいいかと思います。今回の新規の事業の中でも、やはり私達議会にとっても大切な課題があって、通しているのです。そのことの中味ここでやっていくと大変になるので、また個別には詰めたと思うのですが、やはり思い入れをして来ている人が、そこまで質問していいのかと、皆と同じ質問のレベルで自己規制するのです。そう

いうことも含めて、もっと核心にふれた自分達の活動を、この場所でドンと言えるようなもう一步踏み込んだところまでできるような会議に是非ともしてほしいと思います。すみません。偉そうなこといいまして。

【事務局（土井課長）】

ありがとうございました。おっしゃっていただいた通りかと思います。今のお話、ご指摘もふまえて、こういった会議に至るまでの事前のご相談やご報告、そうした時間とか機会をきちんととって、今後進めて行きたいというように思います。またその節にはよろしくお願ひ申し上げます。

【八木会長】

私も今ご指摘いただいた訳ですけれど、例えばこういう会議をどういうふうに進めていくかというのは、非常に難しい部分がある訳です。なぜかという、物理的に10時から12時までという2時間の中で処理をしていくという作業があるわけで、そういう意味で大変会議の持ち方というのは難しい部分があります。

私はですね、これは意見ですけど、委員に参画しておられる方々というのは、それぞれ当事者団体ですとか、あるいはまた専門関係の方の立場で来ておられる訳ですから、それぞれ精通されている部分があって、そしてこの資料も事前に皆さんのところへ送られていると思います。ですから、私は言ひすぎかもしれませんが、それぞれの立場でこれをみて納得できない部分というのがきつとおありだと思ひのです。そういうものをボンボン出しているということ、まず大事ではないかというように思ひしております。ですから、先ほど高柳委員がおっしゃられた事というのは、仕組みに関する問題でもあります。ですから、その仕組みとなるとですね、他にも影響を及ぼす部分でありますので、まずは、この会議の中で何をしていくのかとなると、それぞれ当事者団体、それぞれの団体からそれぞれ選出されて代表として来られている皆さんが、ここに書かれている、これも膨大な数ですね、これを逐次1つずつ見ていくのはどうてい無理なわけですから、それぞれのお立場で、まずこの資料に目を通していただいて、さっきの具体的な細かい数字はもちろんのことですが、こういうことかどうかというその辺の検証も含めてご意見をいただければと思います。ですので、事務局にはできるだけ長い期間、これに目を通せる時間をいただけたらなと思います。資料もそれぞれの担当部署からあがってきた分をまとめられていると思いますので、そういう時間の制約もあってなかなか難しいかもしれませんが、できるだけ時間をいただいて、そしてそれを各委員の人達の宿題としてしっかり目を通していただいて、そしてここを出していただく。それを受けて県の方でそれをどうするかとお考へいただけたらなというように思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題3に入りたいと思ひます。事務局の方からよろしくお願ひします。

**【事務局（土井課長）】**

議題3 奈良県障害者計画第6部に「奈良県障害福祉計画」を記載しておりますけれども、この第3期計画の策定について、でございます。これについては、**資料4**をお願いしたいと思えます。

この3期計画の策定につきましては、先ほど「障害者計画」の位置付けのところでもお話し申し上げましたが、障害者自立支援法に基づきます「奈良県障害福祉計画」の位置付けも兼ね備えております。本年度は、平成24年度から平成26年度の3年を対象といたします「障害福祉計画」第3期の計画の策定年度にあたるということになってございます。ご存じの通り、障害者自立支援法は平成25年8月までに廃止されるということが決まっております、この第3期の計画期間中に、その障害者自立支援法が見直されるということになるわけで、それにもなってまた見直しの可能性もあるということでございます。いずれにしても、こうした国の動向を注視しながら、適切に取り組んで行く予定でございます。具体的にはこの**資料4**の中ほど、都道府県の欄がございます。計画策定のスケジュールといたしましては、国あるいは市町村と連携をとりながら、進めていくわけでございますが、12月から1月位の間で、県の第3期計画の素案をとりまとめていきたいというふうに考えております。その後、この施策推進協議会から意見等を頂戴し、それをふまえて2月くらいにパブリックコメントでさらに意見を聞かせていただき、第3期計画というものの完成をさせていきたいというように考えているところでございます。そういったスケジュールで進めさせていただきたいと思っております。

年度末になってございます。何かとご多忙の時期ではございますが、協議会の各委員の皆様にはお忙しいところなにとぞご協力・ご指導等よろしくお願い申し上げたいと思えます。以上でございます。

**【八木会長】**

ありがとうございました。そうすると、この会議は来年の1月にまた開催されるということでしょうか。

**【事務局（土井課長）】**

現在はそのようなところで考えております。

**【八木会長】**

事務局の方から計画作成に向けてのタイムスケジュールをお示ししていただきました。ここで何か意見等ございましたらどうぞ。質問でも結構です。

**【高柳委員】**

具体的な数値目標とか、サービスの見込量等の最終的な報告という話になると思うので

す。今日の資料1-1の特別支援の現状というのは相当厳しい状況になっているというのは、皆さんご存じだと思います。このことに関しては、今度の新規事業の中にあります登美学園・筒井寮にも関わっているところですし、各団体でも大きく皆関わっているところなので、数値目標が出るまでに、結構時間をとってもらって各団体と話しこんで欲しいなあと思っています。そういうのがあって、2回目の会議を開催してもらったらいいかと思っています。

#### 【八木会長】

今のご願いについて、事務局いかがですか。可能なことと、不可能な事きつとあると思いますが、その辺ははっきり言っていただいたら。

#### 【事務局（寺田次長）】

いろいろご意見いただきましてありがとうございます。今回見直しをする障害福祉計画につきましては、資料2にありますような、いろいろな数値目標を、3年に1度定めることとなっております。

今いろいろご指摘をいただきました、最初の資料1-1で説明をしました施策につきましては、今回の見直しの対象となっていない部分でもありますので、また皆様方と個別に、あるいは全体にお話しさせていただけるような機会をもっていく予定です。そういう形で、今後取り組ませていただけたらと思います。どうかよろしくお願いします。

#### 【松本委員】

議会の厚生委員長も来ていただいておりますので、ここでお願いしたいことがあります。公営住宅・県営住宅のバリアフリー化と、グループホーム・ケアホームへの利用促進についてですが、私は、肢体不自由児（者）父母の会を代表してまいっておりますが、今年、生活介護の日中の場所、車椅子の人達が使う場所を決めるのに随分と苦労しました。それで、公の空いた校舎とか建物を使わせていただけたらと思いましたが、とうてい無理でした。そして、私達本人部会の方では、ケアホームがほしいと、そろそろ実行委員会を立ち上げましていろいろ勉強会を始めました。そうしますとやはり車椅子の人達がほとんどですので、車椅子で使える住宅を探すのが大変困難です。ここで今日の資料を見せていただきますと、県営住宅をバリアフリー化しようという方向をずいぶん書いていただいておりますので、その辺を本格的に考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### 【八木会長】

今、松本委員の方から今後の願いというか、要望が出されています。これについてもこの施策の中でどういうふうに捉えていくのか、その辺は事務局にゆだねたいと思います。

す。

#### 【事務局（林主幹）】

今の件なのですが、県営住宅のグループホームにつきましては、今年度の取組として、資料の方にも書いたのですが、4戸、樫原団地で進めておるところでございます。現実はどうやって進めていくのか、実際にやってみますといろいろな課題も見えてきますので、まず、そこででてきた課題等を整理しながら次へ進めていきたいというのが1つと、それから、そこでノウハウが一定出来てきたら、市町村公営とかですね、そういうところでもお話ができればなあというように思っております。

県営住宅も今そのままの形で、空き家を活用という形になっていますので、一定の時間を経過している住宅ですと、バリアフリーになっていないとか、階段室型になっていてエレベーターがないとか、その住宅がもついろいろな課題等もございます。そういったことも含めて、今後どんなことができるのかということと、それから今松本委員がおっしゃっていたような県営のバリアフリーについても、今後検討していきたいというふうに考えております。

#### 【八木会長】

はい。ありがとうございました。今の件で、私の個人的な意見を言うとややこしくなる部分があるかもしれないですが、今障害のある人達の自立という流れで来ているわけですが、現実には全く、全くという言い過ぎになるのですが、例えば個人的なことをあえて申しますが、昼ご飯食べようと思っても、全部車椅子で行けるのかというと、行けない訳です。安いお店に入ろうと思っても、なおさらバリアあって行けない訳です。ですから今松本委員の方からケアホームのことでお話がありましたが、まず衣食住、これを検証していったときに、奈良県どこまで出来ているのかという話になる訳です。ですから、こういうのは、本当に山ほどあると思います。ですから、ここにおられる皆さんというのはそれぞれ障害種別・特性から、きっとお願いしていることも違うと思いますが、ほんとに山ほどあるわけです。こういう問題どうしていくのかということでもあります。自立だ、自立だと言っても、住む所どこに住むのか、という問題があるわけですね。こういうことも山ほどありますので、皆さんの日頃関わっておられます中で、どんどん意見として出していただかないと、遅々として進まないのではないかと個人的に思っています。当時者運動が作ってきた部分というのが日本の障害福祉の中であるわけです。やっぱり当時者でないと二の矢、三の矢四の矢が放てないという部分があります。一の矢放っただけでは、いや、こういったことでむずかしいですよと言われたら、そうですか、それで終わってしまう訳ですね。それを、二の矢、三の矢、四の矢放たれるというのは、この奈良で実際に生活しておられて、そして障害があつてこういうことで困っているのだと、こういう部分をどう考えるのかと、熱く語れるのは、私は当事者の方がまず中心だというふうに私は思います。

では、当事者だけでいいのかとそんな事は決してありません。いわゆるそれに関わっていただく多くの方の合力のもとで、今までの日本の障害福祉を展開してきたわけです。本日は、様々な今後のこの会議の持ち方等についてもご指摘をもらっている部分もありますので、どうかまた皆さんもそれを宿題として、課題としていただいて、どのようにやっていけばいいのかについて考えていただけたらと思っています。

**【事務局（杉田部長）】**

高柳委員がおっしゃったこととも関係するのですが、今のように具体的に言っていたら、我々も課題を1つ1つ解決していけると思います。先ほどのケアホームも、つめていくと、公営住宅を、今、市町村も県も財政難であまり造らなくなっているのです。基本的には、古くなったら壊すという大きな流れがあるので、ではその時どうして確保するのか。そしたら、グループホーム・ケアホーム、補助金が多少あるのですけれど、実際には用地の確保からご苦労されて、なかなか作ろうと思っても地元の反対があったりもするわけですね。各団体で考えていることを具体的に言っていただいて、それをもとに私達も知恵出していくというやり方も、1つのステップだと思うのです。

それから、先ほど八木先生がおっしゃった食事をする場所も、今までの流れからしますと、大規模施設のバリアフリーというのは、法律でハートビル法というものもあり、主要駅ですとか大規模小売り店舗というところは、バリアフリーはだいぶ進んでいるのですが、先生のおっしゃるような、おそらくもっと町中で気軽に行けるようにということであれば、次の方向性としては、例えば、駅の近くの飲食店をどうすればバリアフリーに出来るかということをつめていけますので、こういう事で困っているとか、こういう事どうにかならないのかとか、具体的に言っていただいた方が、我々も次のステップに進みやすいと思います。

**【八木会長】**

他にございますか。なければ議題3「その他」について、事務局から何かございますか。

**【事務局（林主幹）】**

事務局の方からは特に議題等ございません。

**【八木会長】**

事務局からはその他のところは特にないということですので、議題1、2、3について、委員の皆様はいかがですか。

**【阪口委員】**

障害者虐待防止法が6月17日に成立しまして、それを県としてどのように市町村につ

なげていくのかというようなことを、次の計画の中には入れていかないといけないと思います。皆の宿題ということで考えていかないといけないとか、その辺を県としても一緒に考えていただけたらと思います。高柳委員の方でおっしゃっていただいたことで、私達も事前に各団体で意見をどれだけ吸い上げるかという問題について、本当に山のように課題があるので、おおよそ共通認識としてわかっていることはここで言っていないこともあります。また、これから高柳委員とも、各団体がいろいろな事をお話しいただける機会をいただいたのではと、有り難いと思っております。

**【八木会長】**

ありがとうございました。ここにいらっしゃる方それぞれの専門分野のスペシャリストの方ばかりだと思いますので、合力していただきながら進められたらいいなと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思います。それでは、一応今日の会議はこれで私の方はすべて終了となりますので、事務局にお返ししたいと思います。

**【事務局（林主幹）】**

どうもありがとうございました。それでは、以上をもちまして平成23年度第1回障害者施策推進協議会を閉会させていただきます。本日はご多忙の中、長時間にわたり本当にありがとうございました。